



市町村対抗子ども駅伝大会
「村の部2位」おめでとう!



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村職員の給与・定員等の状況の公表

●人件費の状況

(平成26年度普通会計決算)

人口	3,636人
歳出額(A)	6,656,017千円
実質収支	226,526千円
人件費(B)	847,837千円
人件費率 B/A	12.7%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成25年度の人件費率 11.9%)

●職員給与等の状況

(平成27年度普通会計予算)

職員数(A)	111人	
給与費	給与	373,274千円
	職員手当	83,833千円
	期末・勤勉手当	137,170千円
	計(B)	594,277千円
一人あたり給与B/A	5,354千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成27年4月1日)

区分	一般職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	268,467円	221,071円	－円
15年以上 20年未満	290,429円	271,170円	－円
20年以上 25年未満	331,600円	312,825円	－円
25年以上 30年未満	374,775円	345,633円	285,371円
30年以上 35年未満	－円	374,150円	－円
35年以上	－円	388,543円	－円

●特別職の報酬等の状況

(平成27年4月1日)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村長	675,000円	6月期 1.40月分
副村長	590,000円	
議長	280,000円	12月期 1.55月分
副議長	235,000円	計 2.95月分
議員	215,000円	
		加算措置 有

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

また、職員の定員につきましても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆様には職員給与・定員の実態を知っていただくため、その概要を公表します。

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	25	7	16	21	16	85
構成比	29.4%	8.3%	18.8%	24.7%	18.8%	100%
1年前の構成比(参考)	28.9%	9.6%	18.1%	24.1%	19.3%	100%

●初任給の状況

(平成27年4月1日)

区分	初任給	一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	163,600円	142,100円
	採用2年経過日給料月額	180,800円	151,800円
国	初任給	174,200円	142,100円
	採用2年経過日給料月額	187,700円	151,800円

村は、十津川村を示す。

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成27年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
村	280,306円 (351,467円)	39.3歳	290,100円 (312,198円)	52.3歳
国	334,283円 (408,996円)	43.5歳	289,141円 (328,318円)	50.2歳

村は、十津川村を示す。

●退職手当

(平成26年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勤奨・定年	自己都合、勤奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	十津川村と同じ
勤続25年	30.82月分	36.570月分	
勤続30年	43.70月分	52.440月分	
最高限度額	52.44月分	52.440月分	
1人あたり平均支給額	—千円	18,316千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成27年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	13,000円
	扶養親族	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成27年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.225月分	0.75月分	十津川村と同じ
12月期	1.375月分	0.75月分	
計	2.60月分	1.50月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成26年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	17,822千円
職員1人あたり支給年額	274,185円

●扶養手当・住居手当・通勤手当 (平成26年度普通会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	19.6%
手当の種類(手当数)	7
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政職部門	議 会	3	3	0	新規採用 6名 退職 ▲4名 その他 ー名 教育長 ▲1名※1 計 1名
		総 務	23	23	0	
		税 務	3	3	0	
		民 生	16	16	0	
		農 水	13	15	2	
		衛 生	11	11	0	
		土 木	11	11	0	
		商 工	4	4	0	
	小 計	84	86	2		
教 育	19	17	▲2			
公営企業等	水 道	3	3	0		
	その他	17	18	1		
	小 計	20	21	1		
合 計		123	124	1		

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日より教育長は、常時特別職としての身分を有することとなった為、平成26年度は、教育長を含むが、平成27年度は、教育長を含まない。

村の人事行政の運営などの状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ：総務課

☎0746-62-0001

●ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日)

区 分	平成25年	平成26年
十 津 川 村	100.4(92.7)	91.9
全 国 町 村 平 均	103.2(95.4)	95.6
地方公共団体平均	106.9(98.8)	98.9

注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。()内数値は、国家公務員の給与減額措置が無いとした場合の値です。

●昇給期間短縮の状況

区 分	平成25年度	平成26年度
職 員 数 A	122	122
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	—	—
比 較 B/A		—

注) 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

●年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	1	5	9	11	17
区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	17	19	6	8	17
区 分	56～59歳	60歳以上	計		
職員数	14	—	124		

●職員の勤務条件、休憩の概要 (平成27年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

●職員の総数 (各年4月1日)

区 分	平成25年度	平成26年度
職員定数	154	154
職員数	122	122

●全職員の平均年齢

区 分	平成25年度	平成26年度
平均年齢	41歳1月	41歳4月

●採用者の状況

区 分	平成25年度	平成26年度
採用者	7	8

●退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。

※定年退職：定年(60歳)により退職する場合

※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合

※その他：死亡による退職など

●事由別退職者数 (平成26年度)

区 分	定 年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	1	1	—	—
特別行政	1	—	1	—
公営企業	—	—	—	—

●再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、再任用は行っていません。

●職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

●職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)を受けることができます。なお、給食調理員は公立学校共済組合に加入しています。

長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による災害で病気になったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

●公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。

平成26年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

●職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成26年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

●職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成26年1月から12月までの平均取得日数は、10.0日です。

●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成26年1月から12月までの取得者は、17人です。

●特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髓提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏期休暇	5
子の看護休暇	5

●職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

平成26年1月から12月までの育児休業取得者数は、6人です。

●職員の研修状況

研修名	人数
新規採用職員研修	9
新任課長補佐級職員研修	2

高齢者向けの給付金のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を対象に給付金を支給します。

支給対象者

平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)が対象です。

支給額

1人につき **30,000円**

【参考】平成27年度の臨時福祉給付金の対象者

- ①平成27年1月1日時点で十津川村に住民票のある人
- ②平成27年度分の市町村民税(均等割)が非課税の人
ただし、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されている人の(税法上の)扶養となっている人や生活保護受給者等は除きます。

申請方法

- 申請先：福祉事務所(給付金係)
- 申請期間：**平成28年4月4日(月)～7月4日(月)《必着》**
- 対象となる方には4月上旬に申請書を郵送します。

ご注意

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。
十津川村以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

問い合わせ先

- 申請方法に関するお問い合わせ
福祉事務所(給付金係)
電話(直通)：0746(62)0901
- 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省
専用ダイヤル：0570(073)192



「高齢者向けの給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



軽自動車税の税額変更について

平成28年度から軽自動車税の税額が下記のとおり変更されます。軽四輪車等は、※初度検査年月に応じて税額が変わります。

車種	平成27年度		平成28年度以降		
	最初の新規検査年月		最初の新規検査年月からの経過年数		
			13年以下		13年超過
			最初の新規検査年月		
平成27年 3月以前	平成27年 4月1日	平成27年 3月以前	平成27年 4月以降		
原動機付自転車 (50cc以下)	1,000円		2,000円		
原動機付自転車 (50cc超～90cc以下)	1,200円		2,000円		
原動機付自転車 (90cc超～125cc以下)	1,600円		2,400円		
ミニカー (50cc)	2,500円		3,700円		
軽自動車2輪 (被牽引車を除く)	2,400円		3,600円		
軽自動車2輪 (被牽引車)	2,400円		3,600円		
軽自動車3輪	3,100円	3,900円	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用 (営業用)	5,500円	6,900円	5,500円	6,900円	8,200円
四輪乗用 (自家用)	7,200円	10,800円	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物 (営業用)	3,000円	3,800円	3,000円	3,800円	4,500円
四輪貨物 (自家用)	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円	6,000円
二輪小型自動車 (250cc超)	4,000円		6,000円		
小型特殊自動車 (農耕用) トラクターなど	1,600円		2,400円		
小型特殊自動車 (その他) タイヤショベルなど	4,700円		5,900円		

軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例 (軽課) について (平成28年度のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等に対して、その※燃費性能に応じたグリーン化特例 (軽課) が導入されました。

対象となる車両は下記の①～③の車両で、軽課後の税額は下表の金額になります。

- ①電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制Nox10%以上低減)
- ②乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ③乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

車種区分		税額 (年)			
		①	②	③	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

※初度検査年月・燃料の種類・燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されています。

図 財政課
☎0746(62)0903



温泉で 元気になろうらよ

温泉療養効果実証調査事業より

1. 十津川村の温泉

十津川村には、「湯泉地温泉」「十津川温泉」「上湯温泉」のそれぞれ泉質の違った3つの源泉があり、「十津川温泉郷」と言われています。平成16年6月に村内すべての温泉施設をかけ流しに切り替え、「源泉かけ流し宣言」を行いました。

ました。

調査は、源泉かけ流し宣言の提案者である、モンゴル国立医科大学・松田忠徳教授が行いました。

その結果、温泉に入ること、さまざまな病気の原因となる「活性酸素」が減り、さらに、その活性酸素を減らす力「抗酸化力」を高められることがわかりました。

2. 温泉で病気に

負けない体になれる!?

「源泉かけ流し宣言」から11年。「温泉は体に良い」という感覚的、雰囲気的な良さから抜け出し、温泉の効果を医学的に実証することを目的に、平成27年5月から12月にかけて湯治モニターなどの調査を行い

3. 活性酸素ってなに?

「活性酸素」とは、体内の酸素がストレスや不規則な生活、化学合成物質などの影響により不安定な状態になったものです。(図1)

この活性酸素が体内の細胞を酸化させ、がんや糖尿病、高血圧などの原因になります。(図2)



図1 活性酸素とは

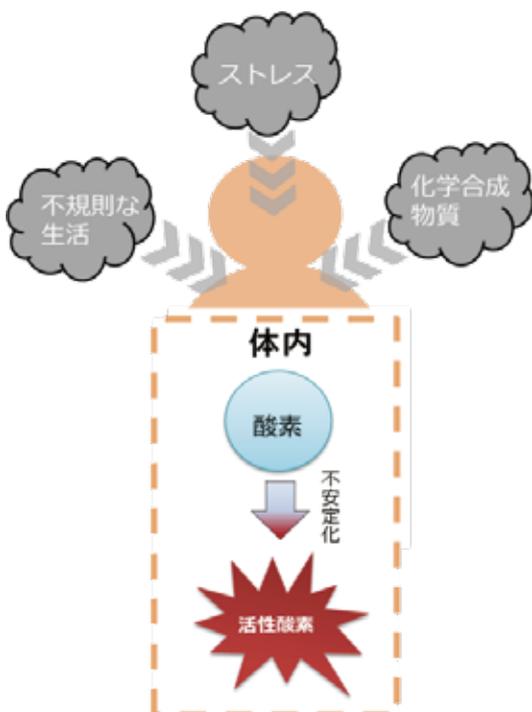


図2 活性酸素のはたらき

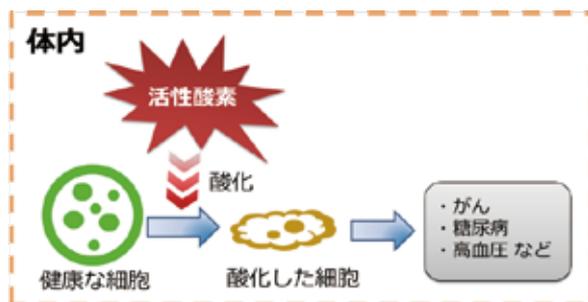


図3 抗酸化物質のはたらき



田花観光協会長より



源泉かけ流しの温泉が医学的に体に良いということが証明されたことを非常に嬉しく思います。

この結果を多くの方々に知っていただき、実際に癒しに来ていただけるよう一層おもてなしに力を入れていきたいと思ひます。

更谷村長より



今回、十津川の温泉が、病気を予防し、改善する効果があることが実証されました。

この心も身体も癒される温泉は村の宝でもあり、日本の宝でもあります。村はこの温泉を守り、村内外の皆様にきていただき、健康になっていただけるよう努力していききたいと思ひます。

今回、十津川温泉・湯泉地温泉で、3泊4日と3か月の入浴期間を分けた2グループの、活性酸素がどの程度減るか、また、抗酸化力などの程度高まるかを調べました。

その結果、十津川温泉・湯泉地温泉の両方で、すべてのモニター参加

今後、村では今回の実証調査結果を活用し、この素晴らしい温泉を全国の方々に知っていただけるよう、情報発信に力をいれていきます。

皆さんも、日頃から温泉に親しむ事で、健康力を高め、病気になりにくい身体づくりをして健康寿命を延ばしましょう。

4. 温泉に入ると何が起る??

一方で、体内には活性酸素が細胞を酸化させることを防ぐ抗酸化物質が存在し、この抗酸化物質が活性酸素を減らす力を「抗酸化力」と言います。(図3)

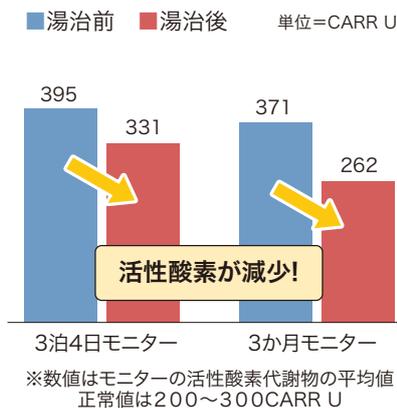
つまり、抗酸化力が強いということは病気を予防する力が強いということになります。

者の活性酸素が減り(図4)、抗酸化力が高まりました(図5)。

つまり、温泉に入ることによって病気を予防し、病気になりにくい体づくりができることがわかりました。

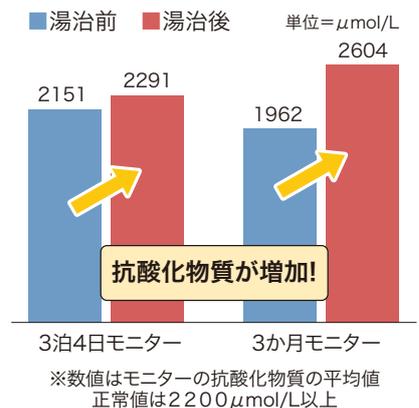
また、源泉かけ流しの新鮮な温泉は酸素に触れる時間が短いので、お湯の酸化が少なく、効果がより強いと考えられます。

図4 活性酸素の変化 (十津川温泉)



活性酸素が減少!

図5 抗酸化物質の変化 (十津川温泉)



抗酸化物質が増加!

松田教授オススメの入浴方法

- ① 合計30分の分割入浴
汗がにじむ程度を目途に、10分浸かって、5分休憩するなど、繰り返し30分程浴槽に入る、分割入浴をしましょう。
- ② 汗を出し切り服を着る
湯上り後、汗を出し切ってから衣服や浴衣を着ると湯冷め防止になります。
- ③ 水分補給は常温で
湯上りに冷たい飲み物を飲むと、体が冷えてしまうため、常温か温かい飲み物を飲みましょう。



晴天に恵まれた昴の郷マラソン大会

1月31日、昴の郷で「第40回昴の郷マラソン大会」が行われました。この記念大会には、約550人のランナーが参加されました。

ゲストランナーに高石ともやさん、湯田友美さんを迎え、大会が大いに盛り上りました。

バザーにもたくさんのお店があり、参加者たちのお腹を満たしていました。



岩本和真さん 金メダル受章！

おめでとーいっしょにいます。

2月10日、大字野尻出身の岩本和真さんが村長を表敬訪問しました。

岩本さんは昨年12月に、千葉市で開催された「第53回技能五輪全国大会」の美容職種で金賞に輝きました。訪問時には、金メダルと大会で実際に作製した作品を持参して村長に大会の様子などを報告されました。

岩本さんの夢は「福祉美容で頑張る、村の高齢者に恩返しをしたい」と決意を語ってくれました。





白銀の世界で滑れるようになったよ!



全員で記念撮影「楽しかったよ!」



「さあ、これから滑りおろそ!」



2月19日から21日まで、長野県菅平スキースキー場で第22回村子ども会スキー研修会が行われました。小学5・6年生29人が参加しました。

初めてスキーを体験する児童が多数でしたが、コーチの指導で滑れるようになり、リフトにも乗れるようになりました。

日本酒の仕込みが始まりました

大字谷瀬で栽培した酒米による日本酒づくりが始まりました。この取り組みは谷瀬と奈良県立大学、奈良女子大学との連携による地域活性化活動一つで、吉野町の酒造会社の協力で行われています。

この日本酒は3月末から4月にかけて搾られ、販売される予定です。ご期待ください。



役場で消防訓練を行いました

3月1日に火災を想定した消防訓練を行いました。当日役場に来ていた人にも参加をしてもらい避難訓練を行うことができました。

訓練終了後、消火器を使用した消火訓練を五條消防署十津川分署に指導していただき役場職員が参加しました。





役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみならず、よろしくお願ひします。



氏名：敷地 浩樹
所属：生活環境課

担当業務：環境パトロール関係、中申土捨場土砂搬入に係る事務など

ひとこと：私は昨年、十津川高校を卒業し、その後十津川村に就職しました。本宮町から十津川高校に3年間通学していましたが、十津川村の事についてまだまだ知らないことも多く、また知識・経験ともに未熟なところが多々あります。これからいろいろと勉強し、村民のみなさまのお力になれるよう頑張っていきます。

よろしくお願ひします。



地域フォーラムが開催されました



2月21日五條市民会館で、荒井知事を迎えて五條市の近隣首長6人が集まり、「健康・医療・介護」と「教育」をテーマにパネルディスカッション形式で各首長がそれぞれの自治体での取組状況を報告しました。

「健康・医療・介護」で、更谷村長は高齢者住宅の整備に伴う高森のいえプロジェクトや奈良県での早期ドクターヘリ導入の必要性などについて発表しました。

「教育」では、幼・小・中・高一貫教育の推進や村の歴史と伝統、十津川精神などの伝承が必要であることなどの報告を行いました。また、専門家として参加していた京都大学大学院教育学部研究科教育学部の高見教授からは、就

学前教育の重要性について説明があり、発達期にある幼児期に、質の良い幼児教育を受けることで人格形成や人生を豊かにする極めて効果的な手立てとなり、社会にとっては大きな予防措置、事前対応となることや非認知的能力(持続力・意欲・目的意識・自己効力感・規範意識など)発達期であり、「三つ子の魂 百まで」と、言われますが、この時期の教育の必要性と読書する習慣を身につけさせることの重要性を力説されていました。

本村でも、ご家族、地域のみなさまと、今後就学前の教育の充実を図っていきたくと考えています。読書は幼児期から習慣づける必要があります。役場1階に設置しました「のら文庫」では、幼児の皆さんに本に親しんでもらおうと、絵本(飛び出す絵本など)も少しですが置いております。今後は絵本の充実も考えておりますのでご利用ください。



平成28年4月1日から「上野地地区交流施設」ができます

旧上野地中学校体育館が「上野地地区交流施設」になります。この施設の目的は、村民の体育レクリエーション、その他健康の増進や避難所等公共の用するためにできた施設です。

使用をする場合は申請が必要になります。使用料も必要となる場合があります。また、使用料が免除または減額されることもありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

圃建設課 ☎0746(62)0905



『無防備な 心に火災が かくれんぼ』

(平成27年度 防災標語)



最近たばこのポイ捨てや火の不始末による火災が増えています。

たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。また、空き地の枯草などではできる限り刈り取って、夜間に庭先などへ燃えやすいゴミなどを出さないようにしましょう。

みなさんの一人一人が、防火に対する意識を少し変えることで火災のない安全な村をつくりましょう。



平成28年度 村税納期カレンダー

税金の納め忘れを防ぐため、納付には便利な口座振替をご利用ください。

納付書 発送月	税目	村県民税 (普通徴収※)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収※)	納期限または 口座振替日
5月			1期 全期前納	全期		5月31日
6月		1期 全期前納			1期 全期前納	6月30日
7月			2期		2期	8月1日
8月		2期			3期	8月31日
9月					4期	9月30日
10月		3期			5期	10月31日
11月			3期		6期	11月30日
12月					7期	1月4日
1月		4期			8期	1月31日
2月			4期		9期	2月28日
3月					10期	3月31日

■平成27年度から軽自動車税の納期が5月に変更となりましたのでご注意ください。

※普通徴収は、役場から送付された納付書で納めていただく方法です。会社や年金から、天引きされ納めている人を特別徴収と言います。

圃財政課 ☎0746(62)0903



－ 役場代表 －

電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IP7㉿ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

－ 庁舎2階 －

総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003・62-0067
地創 62-0910

－ 庁舎1階 －

住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0904・62-0905
福祉 62-0901・62-0902
出納 62-0906

－ 庁舎3階 －

議会事務局 62-0002
－ 庁舎地下1階 －
生活環境 62-0907
水道 62-0908

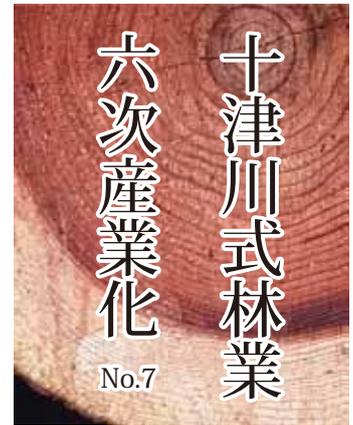
－ 庁外 －

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
体育文化センター 63-0067
観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

－ 役場以外 －

森林館(古ル野) 62-0567
瀧の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190
道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317



発信：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

果、手をつけられない森林が多いのが現状です。

【道の密度は全国平均の半分】

村の中に国道や村道、林道が入ってはいませんが、その密度は全国平均の半分くらいしかありません。林業が盛んな地域ではこの道路の密度が非常に高くなっています。

【木材が川下に流通するまでの道の役割】

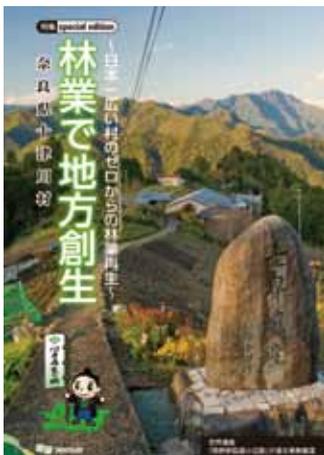
木材は山から伐り出され製材品になるまでいろいろな道を通ります。

山から集材機などで搬出された木材は、まず作業道といわれる林業専用の道から小運搬されます。その後、林道や国道の広い場所、または林のストックヤードで大きなトラックに積み替え、市場等に流れていきます。

木は伐つて出すことができません。スギやヒノキの人工林は集落からある程度離れた奥山や道路の対岸などにたくさんありますが、ここに至る道路がない場合がほとんどです。その場合、長い架線を引く必要があり、コストの面で不利になり、結

林業トピック

林野庁広報誌「林野-RINYA-」に 十津川林業の特集ページ



林野庁の広報誌「林野-RINYA-」の2月号に7ページにわたって、十津川村の林業の特集が組まれました。

林野庁のホームページから御覧いただけます。

十津川高校での講演について



1月27日、十津川高等学校工芸コース1年生を対象に「村の林業について」農林課職員が講演を行いました。生徒達は村の林業の歴史、原木の価格変動などについての資料や、素材生産現場の映像を見聞きし、積極的に質疑していました。

「インターネット禁煙マラソン」 に参加しませんか？



「奈良県インターネット禁煙マラソン」とは

「禁煙マラソン」はパソコンメールや携帯メールを通じて禁煙サポート専門家や禁煙に成功した先輩からアドバイスや応援メールの支援が受けられる禁煙サポートプログラムです。

次のような応援をします！

- ・一人で禁煙に取り組んでいると、途中でくじけそうになります。
そんなときに相談ができ、大勢の仲間や禁煙した先輩の励ましがあれば、勇気づけられます。
- ・妊産婦の人はニコチン代替療法や禁煙補助薬が使いにくいいため、ぜひ「禁煙マラソン」で専門家や禁煙仲間のサポートを活用してください。
- ・「禁煙マラソン」は医学博士高橋裕子先生(奈良女子大学教授)が主宰し、全国の医療関係者や禁煙した先輩など大勢のボランティアによって支えられています。

利用にあたってのご注意

1. このサービスを利用できるのは奈良県に在住または在勤の人に限りです。
2. 携帯電話やパソコンで、メール機能の使用やホームページのアクセスができることが必要です。
3. プログラムの利用は無料です。ただし、通信料は利用者の負担となります。
4. 参加登録をご希望の方は、「奈良県インターネット禁煙マラソン」で検索または、右のQRコードをご利用ください。



主催:奈良県、協力:インターネット禁煙マラソン



あなたの禁煙チャレンジを応援します！

お問い合わせは
住民課 保健衛生係 ☎0746(62)0911



国民年金のしくみ

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、社会全体で支えあう公的な制度です。現役時代に被保険者として、月々の保険料を納めることで、将来、自分自身の生活を保障する年金を、生涯にわたって受け取ることができます。

また、みなさんが納めた保険料が現在、年金を受けている高齢者世代などの生活を支えています。

国民年金の3種類の加入者(被保険者)

	加入者	納め方	手続き
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業、自由業、フリーター、学生、無職の人など	国民年金保険料は自分で納めます。	市区町村の国民年金担当窓口で加入手続きをします。
第2号被保険者	厚生年金や共済組合などに加入している会社員、公務員など	国民年金保険料は、厚生年金保険料・共済組合掛金に含まれるので、自分で納める必要はありません。	勤務先が加入手続きをします。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫)	国民年金保険料は、配偶者の加入している制度が負担するため、自分で納める必要はありません。	配偶者の勤務先が加入手続きをします。

納め方

●納付書

日本年金機構から送付される納付書で、銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、労働金庫、信用組合、コンビニエンスストアで納めます。

●口座振替

全国の金融機関または郵便局で行うことができます。

●クレジットカードでの納付を希望される方は、年金事務所へお問い合わせください。

任意加入被保険者(希望して加入することができる人)

▷日本国内に住む60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)

▷20歳以上65歳未満の外国にいる日本人

▷昭和40年4月1日以前の生まれで、65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格が不足する人は、70歳未満の間で老齢基礎年金の受給要件に達するまで加入できます。

●納め方

□口座振替で納めます。

●手続き

国民年金担当窓口で加入手続きを行います。

お問い合わせは… **大和高田年金事務所** ☎0745(22)3531
住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900



保険証の一齐更新のお知らせ

3月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認して頂き、間違いがあれば届け出をお願いします。

加入は**世帯ごと**ですが、**一人ひとりが被保険者**となります。

次の人の保険証は窓口交付となります

●修学のため村外に住所をおいている学生の人

住民課へ届け出てください。(必要なもの) **在学証明書**又は**学生証の写し、印かん**

※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書等でも可

●国保税を滞納している人

納税相談(別途通知)を行いますので、**印かん**をご持参のうえ、**財政課**までお越しください。

(注) 後期高齢者医療の人の保険証や乳幼児医療・こども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の人の受給資格証、高齢受給者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証は、記載された有効期限まで引き続きお使いください。

「退職被保険者証」を持っている人

退職者医療制度(退職して職場の健康保険などをやめた人)は平成27年3月末で廃止となりました。ただし、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は、平成27年4月以降も「退職被保険者証」が交付されます。負担は、一般の国保と同様です。

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。詳しくは、保険証に同封のチラシをご覧ください。

ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

有効期限が切れた保険証

各自の責任において処分していただくか、住民課へ返却してください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。

納期限は**3月31日**ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

▶国保税に関することは・・・**財政課** ☎0746(62)0903

▶保険証や医療に関することは・・・**住民課** ☎0746(62)0911



防災教育講習会

1月20日、平谷小学校ミーティングルームにて、平成27年度防災教育講演会を開催しました。

奈良地方気象台調査官の芝本章宏氏と防災気象官の丸山浩氏を講師として招き、村内小・中学校の先生方を中心に約50名が参加しました。

近年世界レベルで問題視されている地球温暖化について、二酸化炭素を中心とした温室効果ガス濃度の変化や気温変動に伴う現状と将来にわたる問題等を教えていただきました。また、深層崩壊の発生場所や雨量との関係、災害とその対応、防災気象情報の活用などについて説明を受けました。

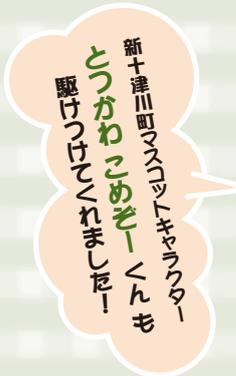
今回の講演会を通して、次の3つの原則を誰もが常に心がけ行動する必要があることを再確認しました。

- 【① 疑わしいときは行動せよ。
- ② 最悪事態を想定して行動せよ。
- ③ 空振りには許されるが、

見逃しは許されない。】



新十津川町青年協議会との意見交換会の様子



青年県外研修団 — 新十津川町を訪問 —

2月11日から14日にかけて、十津川村の青年5名が第26回青年県外研修で新十津川町を訪問しました。

新十津川町青年協議会の青年たちとの意見交換会では、それぞれの青年団活動をどのように盛り上げていくかなど、情報交換を行いました。

また研修団は、開拓記念館等を見学し、明治時代に北海道へ移住した先人たちの開拓精神を学んだり、新十津川神社や町内の商店などを見学するなど、多くの町民の方々と交流しました。温もりいっぱいのもてなしをいただき、友好を確認することができた研修となりました。

研修団は十津川村の青年として、両町村の絆をこれからもしっかりと繋いでいきたいと決意を新たにしています。



除雪センターにて除雪機械の乗車体験



十津川の杉で作った杉玉を新十津川町へ送りました!

人のうごき

(敬称略)

おめでた

辻村 颯介 (そうすけ) 男 2月19日
父:伸介 母:なつみ (沼田原)

おくやみ

尾中 茂三 81歳 1月31日(上葛川)
田花アキ子 90歳 2月6日(平谷)
氏本久美子 59歳 2月6日(高津)
中 秀作 80歳 2月9日(上葛川)
萩尾 政子 92歳 2月10日(猿飼)
上谷 幸子 91歳 2月17日(林)
辻 正明 87歳 2月21日(重里)
池田 重雄 81歳 2月24日(滝川)



はるひ 悠陽ちゃん(七色)
(3月4日生まれ・満1歳)

食べるの大好き♪
たくさん食べて大きくなろうね
父…伸吾 母…眞紀



げんじ 弦司ちゃん(重里)
(3月14日生まれ・満1歳)

お姉ちゃん大好き弦ちゃん♪
これから姉弟仲良くね
父…達司 母…美沙子



しょうのすけ 翔ノ介ちゃん(平谷)
(3月22日生まれ・満3歳)

おにぎり大好き♪
新十津川のお米で育ってます!
父…孝哉 母…はるな



しょうすけ 蒼介ちゃん(折立)
(3月13日生まれ・満3歳)

アンパンマン大好き
たくましく元気に成長してね!!
父…学 母…由紀子

お誕生日おめでとう!



村営バス料金 上限500円で運行中

定期路線の村営バスは、4月30日
まで上限500円の料金を乗車できま
す。(通学・通勤定期料金除く)



園 村営バス運行管理事務所
☎0746(64)0408

毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による
時 毎月第3水曜日 14時~16時
所 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)
園 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています

平成 28 年 4 月から偶数月
(4・6・8・10・12・2月)
の開催に変更になります。
ご注意ください。月3人ま
での相談となります。



行われた「技能五輪全国大会(美容部門)」で見事優勝されたOB

□学校活動 ○OB講演会

1月20日、体育館で昨年12月に



○第14回マラソン大会
2月10日、第14回マラソン大会が行われまし
た。男子は学校から高森の郷まで約4kmを往
復、女子は猿飼橋までの約2.5kmを往復し、みな
息を切らしながら完走しました。

男子では、1年生
の宮村亮佑さんが、
女子では2年生の
松實奏良さんが優
勝しました。
マラソンを終え
た生徒たちはとて
も達成感に溢れた
表情でした。

集落の絶景

世界遺産の果無集落

写真：伊葉 爲利さん(大字内野)



診療所からお知らせ



整形外科診療日

受付(小原8:30～11:15 / 上野地13:15～15:15)

月 日	診療所
3月17日(木) 午前	小原診療所
4月7日(木) 午前	小原診療所
4月7日(木) 午後	上野地診療所
4月21日(木) 午前	小原診療所

圓小原診療所

☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付8:30～11:15

小原診療所	
3月26日(土)	第4週
4月9日(土)	第2週
4月23日(土)	第4週
4月30日(土)	第5週

出張診療

診療時間(神納川・東中14:30～15:30)

診療時間(玉垣内14:00～15:30)

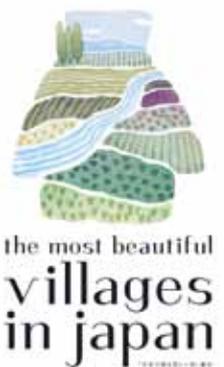
場 所	期 日		
神納川地区生活改善センター	3/24(木)	4/14(木)	4/26(火)
東中公民館	3/29(火)	4/28(木)	
玉垣内集会所	3/22(火)	4/12(火)	4/19(火)

あとがき

▶ 3月5日、今回表紙の市町村対抗子ども駅伝大会の取材に行ってきました。今年はとても天候に恵まれた大会となり汗ばむくらいの大会でした。十津川村の子どもたちは村の部2位という成績を取ってくれました。本当におめでとうございます。

私ごとですが、最近花粉症に悩まされています。外出するともう夜はくしゃみが止まらない、目がかゆい…(泣)

春の気候は好きなのに花粉さえなければ。来年は何か早めの対策を考えたいと思います。(Y・C)



- 人口 3,561人(-22人)
男性 1,780人(-9人)
女性 1,781人(-13人)
- 世帯数 1,845世帯(-15世帯)
【平成28年3月1日現在 ()は前月比】

